

令和元年6月14日（金曜日）

第2回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和元年第2回松島町議会定例会会議録（第1号）

---

出席議員（14名）

1番	杉原	崇	君	2番	櫻井	靖	君
3番	緑山	市朗	君	4番	赤間	幸夫	君
5番	高橋	利典	君	6番	片山	正弘	君
7番	澁谷	秀夫	君	8番	今野	章	君
9番	太齋	雅一	君	10番	後藤	良郎	君
11番	菅野	良雄	君	12番	高橋	幸彦	君
13番	色川	晴夫	君	14番	阿部	幸夫	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	櫻井	公一	君
副町長	熊谷	清一	君
総務課長	千葉	繁雄	君
財務課長	佐藤	進	君
企画調整課長	佐々木	敏正	君
町民福祉課長	太田	雄	君
健康長寿課長	齊藤	恵美子	君
産業観光課長	安土	哲	君
建設課長	赤間	春夫	君
会計管理者兼会計課長	鷹平	義弘	君
水道事業所長	岩渕	茂樹	君
危機管理監	蜂谷	文也	君
子育て支援対策監	本間	澄江	君
総務課総務管理班長	櫻井	和也	君
教育長	内海	俊行	君
教育次長	児玉	藤子	君

教 育 課 長	赤 間 隆 之 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 政 宏 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 査 菊 地 磯 子

---

議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年6月14日(金曜日) 午前10時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

6月14日から6月19日まで6日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 請願第 1 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願について(継続審査)

〃 第 5 報告第 1 号 平成30年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

〃 第 6 報告第 2 号 平成30年度松島町観瀾亭等特別会計繰越明許費繰越計算書について

〃 第 7 報告第 3 号 平成30年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

〃 第 8 報告第 4 号 平成30年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

〃 第 9 報告第 5 号 平成30年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

〃 第 10 議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて(松島町町税条例の一部改正)

〃 第 11 議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについて(松島町都市計画税条例の一部改正)

〃 第 12 議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて(松島町国民健康保険税条例の一部改正)

〃 第 13 議案第 33 号 松島町森林環境譲与税基金条例の制定について(提案説明)

〃 第 14 議案第 34 号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について(提案説明)

- 〓 第15 議案第35号 松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について(提案説明)
- 〓 第16 議案第36号 松島町介護保険条例の一部改正について(提案説明)
- 〓 第17 議案第37号 町有財産の無償貸付けについて(提案説明)
- 〓 第18 議案第38号 工事委託に関する協定の締結について(提案説明)  
【町道手樽・富山駅線避難道路整備工事】
- 〓 第19 議案第39号 物品売買契約の締結について(提案説明)  
【防災行政無線戸別受信機等備品購入】
- 〓 第20 議案第40号 工事委託に関する変更協定の締結について(提案説明)  
【仙石線高城町・手樽間高城こ線橋新設工事】
- 〓 第21 議案第41号 工事委託に関する変更協定の締結について(提案説明)  
【松島浄化センター長寿命化改築工事】
- 〓 第22 議案第42号 工事請負契約の変更について(提案説明)  
【23災第15493号一級町道松島・磯崎線(松島大橋)橋梁外  
災害復旧工事】
- 〓 第23 議案第43号 令和元年度松島町一般会計補正予算(第1号)について(提案説明)
- 〓 第24 議案第44号 令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について(提案説明)
- 〓 第25 議案第45号 令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算(第1号)について(提案説明)
- 〓 第26 議案第46号 令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第1号)について(提案説明)
- 〓 第27 議案第47号 令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について(提案説明)
- 〓 第28 議案第48号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時58分

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議を開く前に、去る4月1日付の執行部職員の人事異動による職員紹介をしたい旨の申し出がありましたので、これを許したいと思います。総務課長からご紹介願います。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、4月1日の職員の異動についてご紹介させていただきます。

齊藤恵美子健康長寿課長です。

児玉藤子教育次長です。

○教育次長（児玉藤子君） どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（千葉繁雄君） よろしく願いいたします。

午前10時00分 開会

○議長（阿部幸夫君） それでは、令和元年第2回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、2番櫻井靖議員、3番緑山市朗議員を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの6日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月19日までの6日間に決定しました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、挨拶と行政報告をお願いします。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本日、第2回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただきまことにありがとうございます。

初めに、消費税増税に伴うプレミアム付商品券事業についてですが、この事業は消費税率の引き上げが低所得者や子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費喚起を支えるため、プレミアム付商品券を発行、販売するものであり、今議会に補正予算を上程させていただきましたので、よろしく願いいたします。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が5件、専決処分の承認が3件、条例の制定及び一部改正が4件、令和元年度補正予算が5件、その他の議案が6件、人事案件が1件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成31年3月1日以降の町政の諸報告等につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。3月1日に、第1回松島町議会定例会を招集し、18日までの会期において職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正及び平成30年度一般会計補正予算等の議案をご審議いただき承認をいただきました。

3月20日には、東京都内において、ドラマや映画、コマーシャルなど幅広く活躍している千葉雄大さんを松島町観光親善大使として任命いたしました。雄大さんは昨年およそ10年の歳月を経て平成の大修理を終えた国宝瑞巖寺落慶法要を記念として行われた慶祝前夜祭で、伊達家2代目藩主伊達忠宗役として武者行列に参列していただいたご縁などから、今回松島観光親善大使を引き受けていただくことになったものであります。

3月27日には、第2回松島町議会臨時会を招集し、工事請負契約の締結等について議案をご審議いただき、承認をいただきました。

4月20日には、ベラルーシ共和国の駐日大使と歌唱団の皆さんが来町され、松島高等学校観光課の生徒の案内で遊覧船による遊覧や瑞巖寺などをめぐり、その後に行われた生徒たちによるお礼の会でどんぐりころころの歌などを披露し、また、ベラルーシの皆さんと折り紙できずなの輪をつくるなど、交流を深めました。

4月21日には、テレビ番組何でも鑑定団の公開収録が文化観光交流館で行われました。松島町のほか、松島湾ダーランドで日ごろより連携を深めている塩竈市、多賀城市、東松島市、

七ヶ浜町、利府町の皆さんにもご参加、ご協力をいただき、500人の観覧者が見守る中、お宝のエピソードや鑑定士の解説に会場は大いに盛り上がりました。

4月25日には、行政区長会議を開催し、本年度の主要事業等を説明し、活発な意見や地域の状況、要望等をいただいております。

5月10日には、春の交通安全町民総ぐるみ運動出発式が行われ、交通事故防止の徹底を図るため、町内全域に向けた交通安全広報活動を実施しました。

5月25日には、石田沢防災センターにおいてまつの市と松島パークフェスティバル前夜祭が同時に開催され、約800人が来場しました。

また、翌日の松島パークフェスティバルにおいても160組を超えるアーティストによるライブが行われ、フィナーレを飾る瑞巖寺本堂ライブでは500人の観客が集まり、大いに盛り上がりました。

6月2日には、町民グラウンドにおいて第59回町民ふれあいスポーツ大会が開催され、町内12行政区から集まった町民の方々が各種競技に参加し、親睦を深めました。

6月3日には、議会全員協議会におきましてデマンドバス実証実験運行の実施結果について外3件を報告させていただきました。

6月10日には、松島町の交通死亡事故ゼロが6年間達成されたことから、宮城県知事から褒状をいただきました。ひとえに交通安全にかかわる各団体の方々のお力添えと町民皆様の意識があつて達成できたものであり、さらにこの交通死亡事故ゼロが続いていくことを願っております。

また、5月24日に開催された宮城県町村会町村長会議において、宮城県町村長会の副会長に就任しましたことをこの場をおかりして報告させていただきます。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） これで町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

- 1、出納検査・監査の報告についてであります。3月22日、4月20日、5月20日に例月現金出納検査を行っていただいております。監査委員のお二方、大変ご苦労さまでございました。
- 2、請願・陳情・意見書等の受理は4件でありました。
- 3、請願・陳情・意見書等の処理については2件でありました。
- 4、行政視察についてはありませんでした。
- 5、会議等であります。3月1日の平成31年第1回松島町議会定例会、3月27日の平成31年

第2回臨時会を含め総件数97件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

6、議会だより及び議会報告会のまとめの発行です。5月1日に「まつしま議会だより」第138号が発行されております。広報広聴常任委員会広報分科会の皆さん、大変ご苦労さまでございました。また、平成30年度議会報告会のまとめを「まつしま議会だより号外」として3月に発行しております。広聴分科会の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

7、委員会調査についてであります。教育民生常任委員会は高齢者支援の介護の支援、生きがい支援の推進についてと特色を持った英語教育の推進について現地調査等を行っております。その他の内容は記載のとおりであります。

8、議員、委員派遣についてであります。5月28日に全国町村議会議長会主催の町村議会議長・副議長研修会に私と色川副議長が出席しております。なお、元議員の内海義雄様が6月6日にご逝去されました。これまでのご厚情に感謝し、松島町議会として哀悼の意を表したいと思います。

以上で議長の報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告に入ります。

報告につきましては、お手元に配付いたしました一部事務組合議会議員の報告書配付により、一部事務組合議会の報告とさせていただきます。

なお、3月定例会以降に開催されました一部事務組合等議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会です。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

---

#### 日程第4 請願第1号 について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、請願第1号国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、平成31年第1回定例会に提出され、総務経済常任委員会に付託し、継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。12番高橋幸彦委員長。

○12番（高橋幸彦君） 高橋でございます。

総務経済常任委員会の請願審査の報告書であります。

1、付託事件。請願第1号国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願。

2、審査期日・場所は平成31年4月2日、大会議室。平成31年4月24日、302会議室。



出席委員は緑山市朗副委員長初め、記載のとおりでございます。

出席を求めた参考人は、4月2日の委員会において今野章議員、当該請願の紹介議員でございます。

5、採決の結果、不採択とすべきもの、賛成少数。

調査の概要。平成31年2月26日付で松島町議会に提出された請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願に係る審査の概要は次のとおりであります。

当委員会では、審査を行うに当たって当該請願の紹介議員に対し参考人として出席を求め、請願の趣旨及び内容について資料の提出を含めて説明を受け、その後に質疑応答と委員会としての意見交換を行いました。

また、審査する上で参考人の意見や説明内容、資料の内容を熟慮する観点から、その期間を設けることとし、次回委員会を平成31年4月24日に開催、請願の趣旨を再確認し、各委員に意見を求めた後、当委員会として採決を行いました。

採決の結果は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

請願の趣旨と内容説明要旨は記載のとおりでございます。また、審査に係る資料等も記載のとおりでございます。

審査の中で委員会の中で出ました主な意見といたしましては、採択すべきとの立場からの意見では、目的税としてその意味合いに明確性が乏しい、時期尚早である。2、軽減税率の対象や取り扱いについて制度理解が困難である。3、請願の趣旨は国民の一人として理解する。国は増税をなくしても施策において福祉政策に予算を十分重点配分すべきであり、町の立場であってもきちんとその姿勢を示していく必要があるのではないか。4、国の予算、町の予算が決まり運用しているからといって予算上の対応は問題ない。歳入調定、補正予算等で対応できる。5、キャッシュレス化とポイント還元制度も年金所得の高齢者の利用は少なく、公平性を欠くことになるのではないか。

不採択とすべき立場からの意見としては、1、法律の改正等で国や自治体予算において既に消費税増税に対応した運用が図られている。2、少子化対策として目的を持った税制改正であり、施策の推進と現状の国の財政を考えると税率改正もやむを得ないのではないか。3、少子化対策の施策推進を目的に税制改正に伴う税収増分を活用するということは大事なことと考える。

以上の意見が出されまして、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決せられました。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 傍聴の申し出がありますので、お知らせいたします。多賀城市、木村仁彦さんでございます。

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野です。

今、委員長のほうから請願審査の経過等について説明をいただきました。その説明の中で委員会等の中で出された意見について主要な点、まとめて報告もいただいたんですが、その報告書の中にその意見がなぜ盛られなかったのか、その辺の理由についてお聞きをしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 12番高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） このやりとりといいますのは主に採決する前のときでございまして、24日のときが主だと思いますが、おのおの委員さんからの意見を報告書にどうして出さないかという今紹介議員さんのご質問ですが、委員個々の考えでございまして、それで、それに沿って採決なされたものでございますので、口頭のみで済むのではないかと私は判断いたしました。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。委員長報告は不採択とすべきものでありますので、初めに本件に賛成の方の発言を許します。討論参加ございますか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

請願第1号国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願についてということでございますが、意見書提出に賛成の立場から討論を行いたいと思います。

ただいま委員長から報告の中にもありましたように、請願の趣旨でも言っておりますように、まず消費税というのは非常に逆進性の強い税制であるということでありまして、所得の低い人、それから社会的弱者ほど負担が重くなる極めて不公平な税制であるということだと思えます。

その上でこの税制のあり方として累進制を基本とする税制として見直しをする必要性が本来あるのではないかと考えております。

また、今回の消費税増税では、増税に対する景気対策がさまざまな形でとられることになっております。軽減税率では買う場所、買うもの、買い方で税率が5段階にも変わるなど、物売る側、商品売る側も、買う側も非常に混乱を来すような、そういう制度設計になっており問題があるというふうに考えております。

また、クレジットカードを持っていないと極めて恩恵が少なくなってしまうという制度上の問題もあるかと思えます。松島町は高齢化率37%ということで、高齢者も非常に多いという中で、クレジットカードを使えない、あるいは持ってない方も非常に多いのではないかと推測するところでありまして、この経済対策が本当に有効なものなのかどうかということの疑念を払うことができないという問題があると思っております。

次に、今の景気の状態はどういうことなのかということだと思っております。先月上旬に発表された内閣府の景気動向指数が6年2カ月ぶりに悪化というふうな報告になっております。これまで3回の消費税引き上げが行われております。3%、5%、8%と行われてきたわけですが、いずれの増税の際も好景気あるいは回復期という景気動向の中で実施をされてきているわけですが、今回の10%への増税は政府自身が景気悪化を認める中での増税となっているという問題があると思えます。

前回、回復期だった2014年の8%への消費税増税への家計や暮らしへの影響はどうだったのかということで見ますと、総務省の家計調査では2人以上世帯の実質家計消費が8%への増税前の2013年では363万6,000円だったのが、2018年には338万7,000円と、年間で年額25万円、月額で2万円以上も下がっているという実態があります。しかも、実質家計消費は5年連続のマイナスだったということでありました。

また、厚生労働省の毎月勤労統計、これは1月、2月ころですか、非常にずさんな不正な統計だったということもあきらかになっておりますけれども、その平均実質賃金であります、2013年の392万7,000円から2018年には382万1,000円へと10万円以上も下がっているということで、非常に働く勤労者の皆さん方の月収も下がってきているという状況だと思えます。少なくとも勤労者、庶民の暮らし、家計というものは、回復期だと言っていたにもかかわらず、8%への増税でも非常に大きな打撃を受けたんだということが言えるのではないかと思います。

だからこそ世論調査などを行うと8割を超える方々が景気回復を実感できないと、こういうふうに回答しているのではないかと思います。そして、その状態が今も進行しているというふうに考えております。先日も河北新報に消費税の動向について反対、賛成の意見等があ

りましたけれども、6割の方が今でも消費税増税には反対だと、こういうふうになっております。

しかも、今の世界経済を見ますと米中の貿易摩擦が続いているというのは皆さんもご承知のとおりでありまして、世界経済の減速ということも言われている中でありまして。国内においては、ことしに入って食料品を初めとするさまざまな物価が今上昇をし始めております。きょうはホルムズ海峡で日本のタンカーが攻撃をされた、そんなニュースもありまして、原油価格が高騰するのではないかと、こんなことも心配をされている状況であります。そういう経済状況、世界的にも国内的にもそういう経済状況の中でありまして。

本町は、先ほども申しましたが、昨年度末の高齢化率が県内6番目で37%を超えているということで、年金暮らしの方々が大変多い町にもなっていると思います。年金というのはもうむしろ今はふえるということはないと。物価が上がっても、前ですと物価が上がるとふえたわけではありますが、今は物価が上がってもふえることはない、むしろ減額をするという、そういう状況になっている中での10%への増税ということになるわけであります。

先ほどお話ししたように実質賃金も年金も減ると、こういう状況であります。そういう物価上昇する中での増税ということになれば、年金生活者のみならず町民生活や地域経済に深刻な打撃を与えていくということは誰でも考えることではないかと思っております。

こう言いますと国のほうではもう政策的に既に決まっていることだと、こういうふうに言う方もいるかもしれませんが。先ほどの委員長報告の中にもそういう意見があったということが報告をされておりますが、この問題につきましては決まっていることとはいえ、これまでも10%への増税の延期というのは繰り返されてきているわけであります。町民の暮らしを本当に考えて思いをいたすならば、10%増税への中止を国に求めるということは極めて当然のことであり、我々地方議会として果たすべき役割だというふうに考えておりまして、本請願を採択をして本町議会として国に意見書を提出することが必要なのではないかと、このように考え賛成の討論としたいと思っております。

委員長報告は不採択という報告であります。本会議において採択をしていただけますように議員多数の賛同をお願いして討論を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 次に、本件に反対の方の発言を許します。討論参加ございますか。3番 緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 3番緑山でございます。

消費税増税に関しましては、国、それから各地方自治体で増税を前提としてさまざまな動き

が既に始まっており、また、増税の財源が社会保障制度等に使われるのであれば増税もやむを得ないのではないかとということで、増税中止については反対でございます。

以上、反対討論です。

○議長（阿部幸夫君） 他に討論参加ございますか。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 10番後藤でございます。

請願第1号国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願について、委員長報告に賛成をし、原案に反対とする立場から討論に参加いたします。

消費税増税は2012年に3党が合意した社会保障と税の一体改革がベースにあり、少子高齢化が進む中で社会保障費の安定財源を何としても確保しなければならないという認識からの決断でありました。

人口構造の推移は2025年以降、高齢者の急増から現役世代の急減に局面が変化する見込みであり、2040年を展望すると現役世代の減少が最大の課題となっております。そのため、政府内に2040年を展望した社会保障・働き方改革本部が設置され、全ての世代が安心できる社会保障制度の構築に向けて、高齢者を初めとした多様な就労、社会参加や健康寿命の延伸、生産性の向上などについて検討されているところであります。

こうした中であって、松島町議会においても本年10月の消費税10%への引き上げを見据えて町税条例改正案等が可決されているところであります。現在、国においても地方においても企業、事業者、経済界などにおいてもさまざまな準備が進められているところであります。

そのような中、消費税引き上げの中止を求めるのであれば、どのように安定財源を捻出し、ふえ続ける社会保障費を確保していくのか、意見書では消費税を増税するのではなく税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制こそを正し、暮らしや社会保障、地域経済の振興に優先的に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策を施し、社会保障制度の拡充、財政再建の道を切り開くべきであると述べておられますが、思いはわかりますが、このような抽象的な言い回しではなく、どのような税金をどのように幾ら集めて、どのように国民的な合意形成を図って安定財源にしていくのかが具体的な対案が必要だと考えます。

消費税は所得の少ないほど負担感が思いという逆進性があり、10%に引き上げる際にはその負担感を緩和するために軽減税率やプレミアム付商品券の発行が予定されているところであります。

また、消費税10%への引き上げによる財源をどのように使うのか、引き上げによる影響をど

のように緩和するのか、幼児教育の無償化などの教育費負担の軽減は消費税税収の使い道を大きく変更したものであり、その変更自体が消費税引き上げによる子育て世代への影響を緩和するものであります。

社会保障の機能が全世代に広がり強化される意義はまことに大きいと申し上げ、反対の討論といたします。

○議長（阿部幸夫君） 他に討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。請願に対する委員長報告は不採択すべきものであります。この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立少数であります。よって、請願第1号国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願については不採択とすることに決定をされました。

---

日程第5 報告第1号 平成30年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、報告第1号平成30年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第1号平成30年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款総務費1項総務管理費の復興支援定住促進事業につきましては、復興支援定住促進事業補助金及び津波被災住宅再建支援事業補助金の対象住宅の施工時期の調整のため繰り越した事業であり、令和元年12月下旬までに完了見込みとなっております。

6款農林水産業費3項水産業費の漁港施設機能強化事業につきましては、隣接する災害復旧事業との工事調整に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和元年8月下旬までに完了見込みとなっております。

8款土木費2項道路橋梁費の高城・磯崎地区避難路整備事業につきましては、地権者との協議に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和元年9月下旬までに完了見込みとなっております。

町道上竹谷・高城線外11路線道路整備事業につきましては、地権者との協議及びJRとの工

事調整に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和元年12月下旬までに完了見込みとなっております。

町道手樽・富山駅線道路整備事業につきましては、急傾斜地崩壊危険区域内の許可申請に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和元年12月下旬までに完了見込みとなっております。

町道高城・松島線外3路線道路整備事業につきましては、地権者との協議及び他事業との調整に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和元年9月下旬までに完了見込みとなっております。

普賢堂外避難道路整備事業につきましては、国道45号との接続協議及び排水計画の見直しに時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和元年12月下旬までに完了見込みとなっております。

富山避難路整備事業につきましては、特別名勝松島の文化財協議に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和元年12月下旬までに完了見込みとなっております。

町道磯崎・手樽線外道路整備事業につきましては、復興庁協議が平成30年11月に完了し事業着手したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和元年9月下旬までに完了見込みとなっております。

5項都市計画費の根廻・磯崎線道路整備事業（根廻側）につきましては、隣接する手樽地区圃場整備事業との工事調整に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年3月下旬までに完了見込みとなっております。

6項住宅費の木造住宅等震災対策事業につきましては、対象住宅の工事が年度内に完成しないため繰り越した事業であり、令和元年6月下旬までに完了見込みとなっております。

宅地かさ上げ等事業費補助金につきましては、対象住宅が年度内に完成しないため繰り越した事業であり、令和元年5月に完了しております。

10款教育費2項小学校費及び3項中学校費並びに6項幼稚園費の町立学校・幼稚園空調設備整備事業につきましては、実施設計に時間を要したため繰り越した事業であり、令和元年10月下旬までに完了見込みとなっております。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業につきましては、松島大橋災害復旧工事のおくれによる工程調整のため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年3月下旬までに完了見込みとなっております。

漁港施設災害復旧事業につきましては、隣接する防潮堤整備工事との工程調整に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年3月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で一般会計の繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。報告を終わります。

---

日程第6 報告第2号 平成30年度松島町観瀾亭等特別会計繰越明許費繰越計算書  
について

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、報告第2号平成30年度松島町観瀾亭等特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第2号平成30年度松島町観瀾亭等特別会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

1 款観瀾亭費 1 項事業管理費の観瀾亭松島博物館改修事業につきましては、特別名勝松島の文化財協議に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和元年6月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で観瀾亭等特別会計の繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。よろしいですか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 報告にも観瀾亭、博物館ということではありますが、文化財との協議が、最初の富山もありまして、松島は文化財のほうの協議が長引いてこういうふうにごくおられるという部分がたくさんございますが、多々ありますが、今回の博物館はどのような協議になって、相手方が文化財がどのような考え方を持っていてこのように協議しながらおくれたのか、その辺のご報告をお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 当初、改修のほうが始まりまして屋根のほうの改修のほうの雨漏りの面積を工事をしている間に防水シートを完全に剥がしたところ、改修面積が当初3.2平



米見積もっておりましたところ、実際あけてみましてところ28.6平米増加と大幅にふえてしまったと。

また、破風、雨風の吹き込みを防止する破風モルタルなんですけれども、そこにつきまして剥離しております、剥離の延長が16メートルと実際施工を進めておりましたら発見されました。

雨漏りに係る古い施工の層についても1層分を当初見込んでおりましたが、そこも3層分改修が必要と。

そういった当初の雨漏りを改修するというような目的を持って始めた改修工事でございます。これほど大幅になってきますと実際に協議のほうが必要かどうかということを確認していきまして、やはり必要であるという判断をいただきまして、今回の繰越明許費ということで6月完了を目指しております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 要するに予定より9倍ぐらいの広さの面積が後で判明したということですね。よくこういう工事が過去にもあるんです。やってみたらとんでもなくなっていたと。こういうものは当然調査が入るわけでしょう。プロの人が見るわけでしょう。剥がしてみないとわからないという部分は確かにあるかなと思いますけれども、8倍、9倍です。これは私から言わせればやはり設計のそういう業者さんの不手際ではないかなと思うんです。

もう1つ、その前に今の明月庵です。あそこの工事だって同じです。ちゃんと設計して予算をとってやって屋根を見たら、これ直さなければならぬと。そんなばかなことないんです。普通は。

そういうことで、やはりこういうものをこれから別な工事とか何かある場合、ちゃんとそういう設計さんとか工事現場と密にちゃんと調査した上の工事発注にしていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 実際施工する前に当たり積算の段階からできる限りの準備をしてこういった取り組みをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

---

日程第7 報告第3号 平成30年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、報告第3号平成30年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第3号平成30年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款事業費1項下水道建設費の松島地区外下水道事業につきましては、国・県及び関係者との施工協議に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年3月下旬までに完了見込みとなっております。

3款災害復旧費1項公共下水道施設災害復旧費の公共下水道施設災害復旧事業につきましては、地権者との施工協議により作業時間調整が必要となり不測の日数が生じたため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年3月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。  
11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） この報告書の議題というのか、平成30年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてとなっておりますが、地方自治法施行令第150条第3項という規定は事故繰越ではないのかなというふうに思うんですが、これでよろしいんですか。次の報告は第150条第3項の規定で事故繰越というふうになっているんですが、どちらが正しくてどちらが間違っているのかよくわかりません。お願いします。

○議長（阿部幸夫君） 答弁願います。

ここで答弁の整理のため休憩したいと思います。再開を11時とします。

午前10時45分 休憩

---

午前11時00分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

報告第3号につきまして議会会議規則第19条に基づきまして議案の訂正の申し出があります

ので、訂正の申し出を踏まえ副町長より説明させます。熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 大変申しわけございませんでした。

今、議長のほうからありましたように、報告第3号におきまして条文で地方自治法の施行令で第150条第3項というふうであり、このところを第146条第2項ということで訂正をお願いしたいと思います。よろしくひとつお願いいたします。

なお、今後このようなことのないように十分に配慮してまいりたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） この件に対して議会の許可が必要でございますので、議会として許可するかどうか皆さんにお諮りをしたいと思います。許可することよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 許可することに決定をさせていただきます。

訂正文の配付をお願いします。

〔訂正文配付〕

○議長（阿部幸夫君） それでは、日程第7、報告第3号平成30年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） それでは、報告第3号につきまして改めて提案理由を申し上げます。

報告第3号平成30年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款事業費1項下水道建設費の松島地区外下水道事業につきましては、国・県及び関係者との施工協議に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年3月下旬までに完了見込みとなっております。

3款災害復旧費1項公共下水道施設災害復旧費の公共下水道施設災害復旧事業につきましては、地権者との施工協議により作業時間調整が必要となり不測の日数が生じたため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年3月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第8 報告第4号 平成30年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、報告第4号平成30年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第4号平成30年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款総務費1項総務管理費の復興支援定住促進事業につきましては、復興支援定住促進事業補助金の対象住宅工事で一部手直しが発生したことにより不測の日数を要したため繰り越した事業であり、令和元年8月下旬までに完了見込みとなっております。

6款農林水産業費3項水産業費の漁港海岸・海岸保全施設築造事業につきましては、昨年度繰り越した事業で、地区漁業協同組合との施工時期調整に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和元年10月下旬までに完了見込みとなっております。

8款土木費5項都市計画費の根廻・磯崎線道路整備事業（根廻側）につきましては、昨年度繰り越した事業で、隣接する手樽地区圃場整備事業との工事調整に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和元年7月下旬までに完了見込みとなっております。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業につきましては、昨年度工法見直しにより工事におくれが生じた影響から年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和元年7月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で一般会計の事故繰越し繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 1点だけ。住宅工事で事故繰越なるというのはどのような手直しだったのでしょうか。随分かかる手直しなんだなと。どういうふうなものだからちょっと詳細に詳しく教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） ご説明いたします。

今回の復興支援定住促進事業の事故繰越の理由でございますが、施工業者が住宅工事を完成させまして、引き渡し時に施主さんが建物を確認したときに、建物の中のトイレの器具が当初注文書と同じものなんですけれども、私が想定していたものはもう少しいいものだったはずだということで、なかなかそこでご理解が得られないために一部手直しが発生したという

ところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。

○11番（菅野良雄君） はい。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今のことなんですけれども、やはり今菅野議員言うように対象住宅、何件かあるうちの一部分と、トイレと、こういうものもやはり場所がどこだとか、でないとなんか私たちがここに言われたってわからないんです。ですから、そういうことをやはり説明とか何かのとき言ってもらえばいいのかなと思うんです。

それから、今度は11款災害復旧費、ちょっとこれ今さらここで聞くのも何だと思われるかもしれませんが、これについても公共土木とかいろいろな事業をやっていますよね。そういうことで、昨年度工法見直し工事がおくれた、年度内完成と、こういうことでさらにやはり議会にこの場所だということで、またこのところに示していただければいいのかなと。

「あれ、どこだったろう」、書類が山のくらいあって、その中で探すのも大変だということもあるので、もしできればこの次からこういうものがあればこの場所だということを書いていただければ非常にありがたいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 読み原稿の提案理由のほうでその辺の詳細については今後触れるようにしたいと思っております。（「よろしくお願いします」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

---

#### 日程第9 報告第5号 平成30年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、報告第5号平成30年度松島町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第5号平成30年度松島町水道事業会計予算繰越計算書の提案理由を申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費の松島橋災害復旧に伴う国道45号配水管布設事業につきまし

ては、宮城県発注の松島橋災害復旧事業との工程調整に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和元年12月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で水道事業会計の繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

---

日程第10 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(松島町町税条例等の一部改正)

○議長（阿部幸夫君） 日程第10、議案第30号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第30号松島町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日及び6月1日から施行を要するものについて専決処分を行ったところであります。

主な改正内容につきましては、個人町民税におけるふるさと納税制度の見直しによる寄附金税額控除の改正及び住宅借入金等特別税額控除の期間の拡充、法人町民税の申告納付等について改正を行ったものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは、議案第35号専決処分の承認を求めることについてご説明させていただきます。

主な改正事項につきまして条例に関する説明資料の1ページをお開き願いたいと思います。

なお、元号につきましては平成31年3月31日に専決を行っているため、条例に合わせ全て平成で表記しているところでございます。

第1条改正の1の個人町民税の第34条の7の改正につきましては、6月1日からのふるさと

納税制度の見直しに伴う寄附金税額控除の改正であり、ふるさと納税制度の健全な発展に向け、過度な返礼品の送付等を行っている地方公共団体への寄附金については、個人町民税における寄附金控除の特例控除の適用外とするものであり、施行日は平成31年6月1日であります。

次に、附則第7条の3の2の改正につきましては、10月からの消費税率10%への引き上げに当たり、住宅の購入費用の消費税率が10%で平成31年10月1日から平成32年12月31日までに居住した場合、国税である所得税の住宅ローン控除期間が10年から13年に3年間延長されました。この改正を踏まえ、所得税から控除し切れない額について現行制度と同じ控除限度額の範囲において個人町民税から控除する期間も3年間延長するものであります。施行日は平成31年4月1日であります。

なお、第34条の7のふるさと納税制度の見直しによる寄附金税額控除、附則第7条の3の2の住宅借入金等特別税額控除の改正概要につきまして参考資料としてまとめておりますので、4ページをお開き願いたいと思います。

初めに、ふるさと納税制度の見直しによる寄附金税額控除の改正についてご説明いたします。

ふるさと納税寄附金税額控除につきましては、地方公共団体へのふるさと寄附金合計額の2,000円を超える部分が寄附金税額控除の該当となります。今回、国のふるさと納税制度の見直しにおいて寄附金募集を適正に実施、返礼品の返戻割合が3割以下、返礼品が地場産品であることの全ての基準に適合する地方公共団体について6月1日に総務大臣が指定し、その指定を受けた地方公共団体への寄附金につきましてはこれまで同様国税である所得税からの控除と市町村民税である個人町民税の基本控除と特例控除の適用になりますが、不指定等の地方団体への寄附金は特例控除の適用外となります。

そのイメージにつきましては図のとおりであり、不指定等の地方公共団体への寄附金は、右下部、太線囲いの網かけのCの部分の特例控除の適用外というふうになるところでございます。

一例ではございますが、給与所得が370万円の方がふるさと寄附金で3万円を寄附した場合、総務大臣が指定した地方公共団体への寄附であれば所得税及び住民税合計で2万8,000円の控除になりますが、不指定等の地方公共団体へ寄附した場合は特例控除、いわゆる太線網かけ部のCの部分の適用外となるため、合計で8,517円の控除ということになるところでございます。

5ページをごらんいただければと思います。

次に、住宅借入金等特別税額控除の改正についてご説明いたします。

現在の住宅借入金等における所得税から控除し切れない個人町民税の控除につきましては、2つ目の丸の表のとおり所得税の課税所得金額等の7%で最高13万6,500円を限度として10年間の控除期間であります。今回所得税から住宅ローン控除期間の3年間延長に合わせ、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で控除期間を3年間延長するものであります。

控除イメージにつきましては図のとおりであり、平成31年10月1日から12月31日まで居住した場合は平成44年度課税まで、また平成32年1月1日から12月31日まで居住した場合は平成45年度課税まで、それぞれ3年間、イメージ図でいうと太線網かけ部の期間が控除期間の延長になるところでございます。

大変申しわけございませんが、条例に関する説明資料の3ページにお戻り願いたいと思えます。

次に、3の軽自動車税の改正につきましては、平成31年10月1日から現在の軽自動車税は軽自動車税の種別割となるため、現在の軽自動車税は平成31年度分までとし、初年度登録より13年経過した軽自動車の重課、また電気自動車等のグリーン化特例、いわゆる経過についても平成31年度分までの措置とするものでございます。

次に、第2条の改正になりますが、第2条の第48条の改正内容につきまして、こちらにつきましては平成32年4月1日から資本金1億円を超える大法人の法人税等の申告について電子申告が義務化されたことにより、地方税においても地方税共同機構を経由して電子申告をすることが義務化されました。

しかし、電気通信路の故障や災害、その他の理由により電子申告が困難な場合、市町村長の承認を受け書面での申告を可能とするものでございます。

その他の改正につきましては、地方税法の改正に伴う引用条文の条項ずれ、文言の整理等の改正を行ったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番です。

今回の地方税法にかかわって町税条例の改正ということになりますけれども、今説明いただいたように個人の町民税の住宅借入金と特別税額控除、あるいは今最後に説明あった軽自動車税の税率の特例とか、こういったものは言ってみれば消費税の導入ということにかかわっ



て改正される内容にもなっているのかなというふうに思うわけですが、決して住民にとって不利益ばかりかと言えさうでもないということもあるかとは思いますが、反対というわけにもいかないかなとは思っているんですが、軽自動車税の税率の特例で10月1日から種別割になるということで、この辺での税収というのはどんなふうに変化するのか、その将来見通しといいますか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） まず、軽自動車税が10月1日から、現在も軽自動車税ですが、町の入る分ですけれども、そちらについては10月から軽自動車の種別割になるということで、現行につきましては税額は変わらないと。

まだ条例をちょっと改正していないんですけれども、9月に改正予定なんですけれども、現在のいわゆる重課13年を経過したものについてはこのまま引き続き重課されると。あと、軽課につきましては平成32年、33年度の2カ年は現在と同様に軽課の部分が1年ですけれども、グリーン化特例と言われる75%、25%。

ただ、平成34年度からは電気自動車等のみだけが軽課の対象になるということで、財務課というか、私としては制度自体は余り現在のものと自動車税の種別割については変わらないのかなと。ただ、今条例改正していませんが、今後の条例改正になります、軽課の部分が75%、25%じゃなくて電気自動車税のみとか、そういうことの部分になりますので、ただ、保有台数とかいろいろありますけれども、町に入るいわゆる現在の軽自動車税と種別割については余り町には影響が大小ということではならないんじゃないかなというふうに見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） ふるさと納税につきまして、泉佐野市とか、今回6月1日からこの特例控除が適用にならないと。4市町村ですか、間違ったらごめんなさい。そういう中で、今回このように厳しくふるさと納税の見直しがありました。

それで、4ページに書かれておりますけれども、この3つの条件を満たさなければだめですよというようなことで、今まで松島町はこの1番、2番はこれは中に全部入っていると。当然3番もなんですけれども、この地場産品というところが私はずっと引っかかっているんです。

この地場産品というのはどこまで言うのか。原材料から全部松島町だ、そして加工も全部松島町だ。それが100%の地場産品になる。もう1つは、地場産品はほかから調達するけれども、加工を松島町でやると。そういうことで、いろいろ考え方があるんですけども、ここで言う地場産品というのは国ではどこまで認められる許容範囲の中に入るのかなということ、どうなっているのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） こちら非常に難しく、いろいろQ&Aあるんですけども、全てちょっと申し上げるのはちょっとあれなんですけれども、基本的な部分については当該地方公共団体の区域内において原材料とか主要な部分が生産されているものというのが一番の基本なんで、それに伴って付属とかということ、いろいろなちょっとQ&Aがあるんですが、かなり国のほうでも制度設計上細かく定めておりますので、町の返礼品については今のところ特に見直しとかということは国県のほうからは指導は受けていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 何もそういうペナルティーも何も来ないから松島町の場合はクリア全部しているというようなことで、私も全部全てのものをどこの市町村も完全に100%地場産品ということはある得ないのかなと。だから、最終段階の加工とか何かでその町でやっているということになれば、それは国のほうでも当然認めるということの認識でよろしいんですね。そうですね。

それで、議長、また続いて。

この見直しによりまして今度納税制度の見直しになって、松島町にはどのような影響があるのか。6月1日からですから数字はまだ出てこないと思うんです。でも、どのような松島町にとっては不都合な点があるのか、そういうものがどのように考えられますか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） その前に、昨年の5月までと、あと令和元年度になっての5月までということのまずちょっと件数とか金額を報告させていただければと思うんですが、今年度4月1日から5月末日までなんです、申し込みベースで81件、387万8,000円の寄附を受けております。前年同月で件数、金額で比較した場合、今年度は約3倍程度となっているところでございます。

そのようなことを踏まえ、町としてはこれまで一般質問とか、いろいろお答えさせていただいているところなんですけれども、町は今まで色川議員ご質問のあったように3割とか、こちらの以内で全てやっていたということで、ふるさと納税する方につきましても返礼品以外に、いわゆる寄附金の使い道とか、そういうものも大きな要因になっているのかなということで感じている部分はあります。

本町のホームページにおきましても松島海岸駅整備事業、あと保育所再編事業など、使い道をちょっと写真を載せたり、そういうことで工夫して財務課職員も頑張っており、そういうものに賛同をされている方が松島町に寄附していただき、昨年度に比べると、この2カ月でありますけれども、3倍程度の寄附をいただいているのかなと。

このようなことから、6月1日から制度見直しがありますけれども、本町としてはそういうものに影響はないのかなと私は見ているところでございます。これまでそのようなことをずっとやってきていると。6月1日から制度が変わったからということで見直しとか何とかという、国や県からの指導を受けたわけでもなく、そういうことであれば変わってはいないのかなと。

ただ、返礼品につきましても財務課財政班の職員がふるさと納税を担当していますけれども、今やっている事業者さんへ新たな商品開発とか、あと新店舗ができた方のところには訪問していただいてふるさと納税とかと、いろいろ訪問とかそういう話し合いなどをしてやっているところでございます。

最後に、3月議会で町長も述べましたけれども、議員さん方につきましても視察研修等多々行っているもので、松島の事業に対してのふるさと寄附金のPRとか、その辺していただければ幸いかと思います。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 返礼品の対応については、ちょっと補足でお話しさせていただくと、今利府松島商工会が中心になってできるだけ地場産のものを使ったものを商品化したものについて、松島ブランドということで取り上げてもらっています。

近々また今月ですか、松島ブランドの会議がございますけれども、そういったことで新たな商品を取り上げて松島ブランドのパンフレットに載せてふるさと納税の返礼品に使うと、そういうことをやってきておりますので、少しずつではありますけれどもその効果が出てきているというふうに思っております。

ですから、こういったことについては利府松島商工会等と今後横の連携をとってやっていきたいというふうに思いますし、また、松島の冬の風物詩であるカキであるとか、そういったものについても松島町としてやっていきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今答弁のように一生懸命頑張っている成果がアピールのそういうものがあるということで、3倍になっているというようなことで、ますます一生懸命取り組んでいただければいいのかなと思います。ご苦労さまです。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第30号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定をいたしました。

---

日程第11 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（松島町都市計画  
税条例の一部改正）

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議案第31号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第31号松島町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日から施行を要するものについて専決処分を行ったところであります。

主な改正内容につきましては、地方税法の改正により本条例において引用する地方税法等の条項ずれ等の改正を行ったものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

○議長（阿部幸夫君） 11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今、本町には我が町特例ということで、それに合致したような保育所とかというのはまだないんですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 我が町特例分の附則第1項の2の部分かの質問だと思いますけれども、こちらにつきましては国の補助を受けた、いわゆる企業のほうでつくっている保育所ということで、町のほうにはこういうものに該当する保育所等はございません。

また、次の分なんですけど、1項の3の市民緑地についても、こちらについても今のところ該当はありません。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「了解」の声あり）

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第31号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定をしました。

---

日程第12 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（松島町国民健康保険条例の一部改正）

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、議案第32号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第32号松島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日から施行を要するものについて専決処分を行ったところであります。

改正内容につきましては、基礎課税額に係る限度額を61万円に改めるものであります。

さらに、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を5割軽減は28万円に、2割軽減は51万円に改めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） それでは、説明申し上げます。

条例に関する説明資料をお開き願います。

初めに、第2条第2項では、基礎課税額に係る課税限度額を58万円から61万円に改めるものです。

なお、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額については変更はございません。

次に、第23条第2項では5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、基礎控除額33万円を加え、被保険者数に乗じる金額を27万5,000円から28万円に改めるものです。同条第3号では2割軽減世帯を同様に50万円から51万円に改めるものです。

次のページをお開き願います。A4の横版になります。

初めに、課税限度額超過世帯数です。左の下の表になります。

平成31年1月末現在をベースに試算したところ、今回改正する基礎課税額分で10世帯を見込んでおります。

次に、軽減該当世帯数です。これは右下の表になります。

平成31年1月末現在をベースに試算したところ、5割軽減世帯は10世帯増、2割軽減世帯は3世帯減、合計で7世帯増と見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

今、説明をいただきましたのですが、1つは超過世帯数です。限度額を引き上げる前で計算

した場合はどのぐらいの世帯が超過するのかです。それから、軽減のほうも軽減しない場合はどのぐらいの該当世帯になるのか。その辺の数字を比較しないとわからないので、まずそこから辺を教えてくださいたいのと、それから、今回限度額を引き上げることになるわけではありますが、どのぐらいの影響見込み額になるのか、その辺がわかればそれぞれ限度額と軽減のほうでの見込み額と、両方教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） まず初めに、改正前の限度額超過世帯数になります。改正前の課税限度額58万円の場合は、基礎の分で12世帯、それから後期16、介護8、そして、改正後については先ほど述べましたが、基礎のほうは10、後期が16、介護のほうは8世帯ということになります。影響額につきましては、約31万6,000円となります。

続きまして、軽減該当世帯数につきましては、今回5割軽減と2割軽減の算定方法というか、数字の改正でございまして、表にありますとおり改正前世帯数について5割軽減が332から342と見込んでおります。また、2割軽減については238から235を見込んでおります。

なお、軽減額については約39万8,000円と見込んでおります。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） そうすると、これ5割と2割軽減世帯で合わせると改正後で577世帯ですね。約600世帯として、39万円ですから平均すると1世帯当たり600円ぐらい軽減になるということなんですか。そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） そうでございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） せっかく軽減だと言うんですけども、1世帯、わずかと言っていいのかなどもわかりませんが、600円で軽減なのかなという気がするんですが、その辺についてはどんなふうに思いますか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 今回の国保税の軽減判定所得の見直しにつきましては、前段でも申し上げましたけれども、国保税低所得者に対する応益割の軽減を行っているところでございまして、軽減判定所得について応益割2割軽減と5割軽減の判定所得の基準の見直しを

行ったわけでございます。

これにつきましては、経済動向等を踏まえまして、軽減を受けている世帯であった者も軽減から外れることのないように、消費者物価の伸びなどを考慮して軽減の基準となる所得を見直したものでございまして、町のほうとしては政令どおりの改正ということで今回させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） なかなか答えになるんだか私もわかりませんが、非常に世帯数で割ると平均600円になるかどうかというぐらいの額の軽減ということで、これで本当にいいんだろうかという思いもしてならないなということでもあります。

それで、ちょっとお聞きしたいのは、昨年11月14日、社会保障審議会医療部会の資料というものが厚生労働省のページにありました。それで見ますと、国保税の限度額については被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、当面は超過割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を引き上げているところであると、こういうふうに言っているんですが、こういうふうにしたときに本町はこの超過割合というのはどうなんでしょう。どんなふうになっているんですか。本町で見た場合この辺どうなっているのかわかりますか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） ちょっと今電卓をたたいてみないとわからないんですけど、超過世帯については基礎分については10世帯ということで、世帯数にすれば1,920世帯になりますので割合としてはかなり低いものではないかということでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） 相当低いということなんですが、1.5%に該当させるということになると、そうすると我が町は限度額をむしろ引き下げないとだめだということなんです。その辺どうなんです。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。——櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、担当課で答弁整理したいと思いますので、ちょっと休憩をいただけませんか。

○議長（阿部幸夫君） ここで昼食休憩に入ります。再開を13時としたいと思います。

午前11時50分 休憩



---

午後 1時00分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

答弁から入ります。太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 国民健康保険税の限度額につきましては、被用者保険におけるルールとのバランスを考慮いたしまして、国は超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げているところでございます。

本町は所得のほうが高い世帯が多く加入していることもありまして、確かにご質問のとおり1.5%に近づけようとするれば限度額を下げることとなりますが、ここで最高限度額を抑えることは中間所得層、低所得層に負担を強いられますことから、まことに今回は苦渋の思いでもございますが、最高限度額は法に定める額のとおり規定することが望ましいと判断させていただきました。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） 苦渋の決断だと、こういうことでありますけれども、あくまでもこれは施行令ですから従うべきという程度のことであって、必ずしも国で決めた基準に達しなければならぬというものでもないというふうに思うんです。

やはり答弁にもありましたように本町は極めて所得水準が低い自治体だろうと、こういうふうに思っております。そう思って国のほうの所得の発表をずっと調べてみたんです。そうしましたら、松島町は全国で所得段階のレベルが1,200番目ぐらいですか。1,700幾つの自治体の中で。中位より下のほうだと、こういうことでした。

それで、松島町は2018年、県内だと21番目になって、数年前より少し上がったかなと、こういうことで、260万1,191円という数字で発表されておりました。それでも県内でいえば中位よりやはり下ということで、決して所得が高いわけではない。しかも国保の加入者を見れば多分年金生活者が半分以上だろうと思いますし、先ほど加入世帯1,920世帯だと、こういうお話でしたけれども、7割、5割、2割の法定減免を受ける世帯も改正後で1,125世帯になるだろうということですから、半数以上がそういう形で減免もせざるを得ないという世帯になっているわけです。非常にそういう点で、限度額を引き上げただけでは問題の解決にはならないんだろうなというふうに思っております。

同じ厚労省の資料で見ますと、市長会のほうが意見として上げている内容を書いてあるんで

すが、そこでは保険料水準の高い保険者によりましては、図解的には所得の低いところに賦課限度額は当たっていくということで、制度的にも限界に達してきているというのも実態でございますと、こういうふうに言っているわけですが、それらを踏まえて国保制度の抜本的な見直しが必要になっているのではないかなど。

こういうことで、国のほうは昨年から国保の運営を県単位化とかやっているんだと思うんですが、それ以上に私はやはり所得の低い国保に対して公費をやはり投入するということの方が大事なんではないかなというふうに思うんです。限度額を上げたにしても焼け石に水と、こういう状態はほとんど変わらないということだと思います。

国保の保険料は協会けんぽの1.3倍、組合健保の大体1.7倍というふうに言われておりますから、少なくともこういう同じ医療保険でありながら格差が非常に大きいということで、その医療保険間の不公平の是正をするということが大事だと。

そういう意味では公費の投入をやるべきだと。これも全国市長会初め、国のほうに1兆円投入を求めているんでありますけれども、その辺がなかなか実現しないで限度額の引き上げや保険料の引き上げということで、ごまかしていると言ったらいいのか、そういう状況にあるんだと思うんですが、そういう問題について町長はどんなふうに考えているのか。3月の議会だったか12月だったか、国保のことでいろいろお伺いはしたわけですが、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 松島町の国保に関しましては、議員がお話しするとおり今低所得者の方が多いというのは現実というふうに思います。ですから、町とすればこういったところの5割軽減、7割軽減、2割軽減、いろいろありますけれども、こういったところが今後少しふえてくるだろうというふうには思っております。

それはそれとして全体的にどうなんだということだと思いますけれども、国保に関して県が一本化にして今1年とちょっとですか、ここに来ているわけで、これが2年、3年とたってきて、国保料金の各市町村の料金のバランスなんかも格差がなくなってきてまとまっていく方向になっていくだろうというふうには。

ただ、それを今進めてはいますけれども、それをやるが上にも国のほうからも大きな予算をとということなんでありますけれども、なかなか国はそこまで来ていないというのが現状であります。

国保会計とすれば県内の市町村のバランスを見て、それから他の会計もございますので、そ

の辺の格差、不公平感がないように多分やっていると思いますし、今後やっていくんだらうというふうに思います。

私もその国保の中にいますので、今後その辺に関しましては注意深く監視してやっていきたいと、そのように思います。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） ぜひ自治体の長としてやはりこの国保の問題、真剣に考えてはいただいていると思うんでありますが、本当に公費投入の問題、全国町村会も含めて市長会も含めて要望している内容だと思いますので、強く国に対してやはり求めていただいて、この国保の運営の状態の改善に力を尽くしていただきたいなど、こう思うわけです。

それで、今県単位化の話をさせていただいたわけですが、この県単位によってどうなんだろうかと、今限度額の議論なわけでありましたが、国保税ということで見るときにどうなんだろうかということ、標準保険料率がことしも示されているのかなというふうに思うんですが、昨年の標準保険料率と、それからことしの保険料率、どんなふうに変化したのか、その辺わかれば教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） お答えします。

まず、平成30年度の標準保険税率、県が示すものなんですけれども、医療分については所得割が6.14%、それから均等割については2万4,603円、平等割については1万6,717円というようなことになっております。

一方で、令和元年度における税率、これも医療分だけ申し上げますけれども、所得割が6.71%、均等割が2万7,252円、平等割が1万9,252円ということで、県が示している税率につきましては平成30年度より上がっているというふうな状況でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） 今、医療分についてご回答いただいたわけですが、後期高齢者の支援分でも介護納付金の分でも全部の項目で上がっていると、こういう状況で、納付金総額で見ると大体2.7%ぐらい保険料率が上がっているということに今なっているんだと思うんです。

では、来年はどうかといえば、来年も多分同じように、どの程度の率で上がるかはわかりませんが、上がっていくということになります。本町においては18年、19年、20年と、この3カ年は基金を取り崩しながら現状の保険税率を維持していきましょと、こういう話になっているわけでありましたが、2021年からは新しい税率でやはりスタートせざるを得ない

のかなと。そのときに保険税率の大幅なアップをせざるを得ない状態になるのではないかと  
いうふうに今思うわけでありますが、その辺の見通しがあればお聞かせをいただきたいと思  
います。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 正直言って現段階では見通しのほうはついていないというのが  
回答になります。ただ、ちょっと今話が出た中で統一化の問題で、宮城県のほうでは保険料  
の統一時期については、これもまだ決まっていない話なんですけれども、今年度連携会議等  
でいつまでに統一しようというようなロードマップを今後作成する予定となっているという  
ことでお話は承っております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） 見通しが無いというか、もう去年と比べてことしも2.7%上がっている  
わけですね。来年も多分上がるでしょうと。統一をするのはいつかというのは、ことしか  
ら議論が始まって2021年になるのか、その3年後の2024年になるのかという、そういうレベ  
ルなのかと思うんです。県のスケジュールの進みからいけば、だから2024年ごろに統一を  
目指しているのかなという思いで私などは見ているわけでありますが、それまでに統一をさ  
れるということになれば多分松島の医療の費用、ここは非常に高いわけでしょう。松島町は  
人口割に対して。そうすると、そこと比較すると低い料金におさまったという見方もできる  
かもしれないけれども、現行の税率から考えていけばやはり上がらざるを得ないというふう  
に思うんです。21年、あるいは24年にしても。

そうすると、現行で基金の状況というのはどうなんですか。現行というか、3年後の基金が  
どの程度に見込まれるのかです。2020年度末の基金の残高というのはどの程度を見込んでい  
るんですか。

○議長（阿部幸夫君） ちょっとお待ちください。

太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 済みません、お答えいたします。

実際、令和で言うと32年の推計まではある程度は考えておまして、それで言うと基金のほ  
うの残高については、あくまでも推測なんですけれども、2億4,000万ほどはあるのではない  
かと推測しております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。2億4,000万ということはほとんど減らないということですね。だから、基金を取り崩しても減らないくらいの国保運営をしていると、こういう状況で、この国保については前々からやはり保険料を下げなさいよということもお話しているわけで、基金を取り崩して保険料を下げてもこの基金の残高がほとんど変わっていかないというのであれば保険料を下げるべきだし、今回の限度額の引き上げはむしろ抑えるということも可能だったのではないかと思います、その辺いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今の議論でありますけれども、確かに、このようなことを言っているかは別として、思うよりは減らなかったというのが私の感覚なんです。多分ことしの9月決算においては国保会計に関してはやはりその辺が出てくるんだろうなど。この価格を県で統一するときに松島町はもっと思い切って下げたほうがよかったのではないかと。

ただ、事実が現実そういうふうになってきますけれども、ただ、将来に向けてまだわからないところが多々あるという現状でありますので、そういった数字になってきているということでもありますので、今回もではそれを投入してまでやるかという、まだそこまでの段階ではないという判断をしたところであります。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） 県の広域化になって結局財政的な責任は言ってみれば県のほうで算出して出してくれますよと、こういう形に今なっているわけなので、基金が残っているのであればやはりきちんと年度で消化できるぐらいのことをある程度は考えたほうがいいのではないかなというふうに私は思います。

私が議員になって間もないころでしたけれども、宮城県は基金残高のどの程度必要かということについてそれぞれの市町村の人口規模で示していたことがありますよね。5%、10%、15%ということで。そのレベルというのは厚生労働省が示していたレベルよりはるかに高いわけです。厚生労働省のレベルで言うと数千万円残しておけば基金の残高はOKですよということなただけけれども、宮城県の指導がそういうものがあって何億も基金として残してきたと、こういうことになっているわけで、やはり基金の残高というものはそのものはまさしく保険料なわけですから、その保険料を使わないで亡くなっていく人もいっぱいいるということなんです。だから、確かに相互扶助と言え相互扶助なただけけれども、やはり年度ごとに適正な残高にしておくということが大事なことではないかというふうに私は思い

ます。

その点で、その2億4,000万の残高をずっと維持していくということの是非はあるのかなど。改めてそういう意味では町長に今後の国保税の見直しをする際には引き下げも念頭に入れてぜひ検討していただきたいというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今後、本町の推移を見直しながら、今議員が言われたことに関しては担当とちょっと議論していきたいというふうには思います。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。原案に反対者の発言を許します。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

この条例改正につきましては、国保法施行令の改正に伴い現行の保険料の賦課限度額を基礎賦課分で3万円引き上げて61万円とし、後期高齢者支援分等で19万円、介護納付金分で16万円の限度額ということになりまして、合わせて限度額の総額を96万円とする内容であります。

後期高齢者支援金が導入された平成20年度の限度額総額は68万円でしたから、11年間で28万円、41%の値上げになっております。毎年度約2万5,500円ぐらいの限度額引き上げになっているということになりますが、この11年間で収入が41%も伸びているのなら問題は少ないかと思うのでありますが、賃金や年金はむしろ減っていると、こういう状況の中での負担増ということでありまして、これはまさしく乾いた雑巾を絞るような、そういうやり方に近づいてきているのではないかというふうにも思います。

県単位の国保になって2年目に入りましたけれども、本町の標準保険料率は2.7%の上昇で、今後の保険料負担、値上げを懸念せざるを得ないところであります。

厚生労働省は先ほどの社会保障審議会医療部会の資料で、低所得層、中間層にも配慮したものと、こういうふうに説明をしておりますが、本町では国保加入者の半数を超える年金生活者と法定減免者数を抱える状況で、加入者の努力だけでは解決し得ない問題と考えております。市長会でも言うておりますように、制度的にも限界に達していると言わなければならないと思います。

厚労省が本気で配慮と言うのであれば、加入者に保険料や限度額の引き上げを押しつけるのではなくて、国庫負担率を大幅に引き上げ大幅な公費の投入を行って加入者の負担軽減を行い、他の医療保険との公平を図るのが筋だということを申し上げて、反対の討論といたします。

○議長（阿部幸夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） 7番澁谷でございます。賛成の立場から討論に参加します。

今回の改正につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い改正されるものと思います。厚労省では国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減、判定所得の見直し等を検討いたしまして、今回このような改正案を出しているわけございまして、町もこの数値等に賛意を示し今回改正するものと思います。

以上、述べまして賛成といたします。

○議長（阿部幸夫君） 他に討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数であります。よって、議案第32号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定をいたしました。

---

### 日程第13 議案第33号 松島町森林環境譲与税基金条例の制定について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案第33号松島町森林環境譲与税基金条例の制定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第33号松島町森林環境譲与税基金条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に規定する森林の整備並びにその促進に関する事業の実施に要する経費の財源に充て、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき松島町森林環境譲

与税の基金を設置する当該条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 今回の基金条例の制定についてでございますが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年4月1日施行に伴い、森林環境税が今年度より交付されることにより議案として提出させていただくものであります。

一番後ろに添付させていただいております資料をごらん願います。

森林環境税につきましては、現在国民から徴収されておりましたが、令和6年度より年額1,000円が住民税均等割にあわせて実施されるものとしており、今年度より交付される譲与税の原資は国の交付税特別会計からの借入金となっております。

譲与の基準につきましては、市町村は総額の9割に相当する額のうち10分の5を本年度であれば2015農林業センサスに基づく私有林人口面積、10分の2を平成27年度国勢調査に基づく林業就業者数、10分の3を同じく平成27年度国勢調査に基づく人口基礎数値として配分されることとなっております。

しかし、制度創設当初6年間は市町村と都道府県との配分割合について、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと見込まれることから、市町村が8割、都道府県が2割の割合とし、段階的に配分割合を引き上げ、令和15年度より最初に説明いたしました市町村9割、都道府県1割の配分割合となっております。

なお、今年度の国の予算総額は200億円となっており、交付された譲与税または積み立てた後の用途は、資料に記載ありますとおり間伐や人材育成、担い手の育成、森林整備及びその促進に関する費用等となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第14 議案第34号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第14、議案第34号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。



○町長（櫻井公一君） まず、提案説明に入ります前に皆様方にご迷惑をかけましたこと、おわび申し上げます。

それでは、議案第34号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、国において国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める選挙長等の費用額が改正されたことに伴い、条例に定める選挙長等の報酬額を同額に改正するものであります。

なお、詳細につきましては選挙管理委員会事務局長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 伊藤選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） それでは、議案第34号につきましてご説明をいたします。議案書の5枚目になります条例に関する説明資料をお開き願いたいと思います。

今回の条例改正につきましては、国におきまして国会議員の選挙等執行経費基準法に定めております選挙長等の費用額が改正されたことに伴い、条例に定めております選挙長等の報酬額を基準法の額と同額に改正するものであります。

具体的には条例の別表に定めます選挙長、管理者及び立会人、9種類の報酬額を100円から200円増額するものであります。

なお、附則に定めております施行年月日につきましては、令和元年7月1日としまして、令和元年7月21日投開票予定の参議院議員通常選挙から改正後の報酬額が適用となります。

説明は以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第15 議案第35号 松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第15、議案第35号松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第35号松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の

一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） それでは、条例に関する説明資料をお開き願います。

まず、第10条第3項では、放課後児童支援員について都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないが、その研修の実施主体に地方自治法に規定する人口50万人以上の指定都市を追加するものです。

なお、東北では仙台市のみが該当になります。

附則の第2条では改元に伴う元号による年表示の改正で、平成32年を令和2年に改めるものです。

なお、最後の附則でございます。施行については公布の日からとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

#### 日程第16 議案第36号 松島町介護保険条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第16、議案第36号松島町介護保険条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第36号松島町介護保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、本年10月以降の消費税率の引き上げによる増収分を財源として、低所得者の第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置を強化するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤恵美子健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 資料に基づきご説明申し上げます。条例に関する説明資料をごらんください。

今回の条例改正は、第1号被保険者の介護保険料について、本年10月以降の消費税率の引き上げによる増収分を財源として、低所得者への介護保険料軽減措置を強化するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、介護保険料の所得段階第1段階の軽減幅を引き上げるとともに、軽減措置の対象を第2段階、第3段階まで拡大するものでございます。

次のページの資料をごらんください。

1つ目の表には軽減前と現行、軽減拡大後のそれぞれについて第1段階から第3段階までの対象人数と保険料の月額、年額を示し、表中の下段括弧書きには軽減措置額を示しております。

表の一番右に示しました保険料の年額が今回条例を改正して定める金額となり、条例の第2条第2項を改正して第1段階を2万5,200円に、第2条に第3項を追加して第2段階を4万2,000円に、第2条第4項を追加して第3段階を4万8,720円に定めるものでございます。

軽減拡大につきましては、本年10月からの実施のため、10月分の保険料から金額が変更となりますが、今年度中実際に納めていただく保険料の推移について資料下のグラフを示しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

#### 日程第17 議案第37号 町有財産の無償貸付けについて（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第17、議案第37号町有財産の無償貸し付けについて（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第37号町有財産の無償貸し付けについて提案理由を申し上げます。

今回の町有財産の無償貸付契約の締結につきましては、東日本旅客鉄道株式会社が実施いたします松島海岸駅バリアフリー設備整備に関するものであり、去る6月3日に開催いたしました議会全員協議会におきましてその概要をお示しし、ご意見を賜ったところであります。

それらを踏まえまして、議案のとおり無償貸付契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、ご説明いたします。

今回無償貸し付けを行います駅前広場用地につきましては、J R 東日本が令和元年7月より工事実施を予定する松島海岸駅バリアフリー設備整備事業の工事期間中、駅機能を継続しながら工事施工を行うためには仮駅舎の設置が必要となりますことから、仮駅舎を含めた仮設工の用地を駅前広場に確保する計画となりました。

計画設計協議に関しましては、J R 東日本、宮城県、松島町の三者で締結しております松島周辺における観光拠点整備推進に関する包括連携協定に基づき、松島海岸駅バリアフリー設備整備事業に関して協議検討を重ねてまいりました。

その中で、既存のホームではホーム幅が狭隘なためエレベーターの設置が不可能であることから、新たに上りホームを増設し、エレベーターの設置に伴い駅舎面積につきましても面積がふえる計画となりました。

事業用地につきましては、J R 東日本所有地だけでは建設が不可能となるため、新たな事業用地の確保として宮城県の普通財産となっております駅前広場用地が必要となってまいりました。宮城県では当初J R 東日本に対しまして事業用地の売却の方針を示しておりましたが、用地購入費は補助対象外であることから、包括連携協定に基づきJ R 東日本、宮城県、松島町が事業用地取得に関して3分の1ずつの費用負担が発生することや、仮設駅舎建設や工事施工ヤードの用地に関しましても、宮城県は無償による貸し付けではなく県条例に基づき有償貸し付けでJ R 東日本に対して協議がございました。有償での借地につきましても包括連携協定に基づき、J R 東日本、宮城県、松島町の三者での負担が発生してまいります。

これらのことから、宮城県、松島町におきまして駅前広場用地の取り扱いについて検討を行い、宮城県からの提案としまして将来計画しております駅前広場の整備について松島町が所有することで広場整備計画の自由度が高まり、新しく生まれ変わる松島海岸駅とあわせて地域の活性化や観光振興に寄与することが期待できますことから、町に対して無償で譲与したいという申し出がございました。

町といたしましても駅利用者の利便性向上や一日も早いバリアフリー設備整備が望まれているところでもありますことから、宮城県からの申し出を受け、令和元年5月1日付で無償譲与を受けております。

資料2、A3判の図面をお開き願います。

右下の凡例でもお示ししておりますが、赤線で囲んでいる範囲が宮城県から譲与を受け、町

所有の財産となりました土地を示しており、その中に青く着色している範囲が仮設工において必要となる範囲でございます。

貸付期間につきましては資料1の町有財産無償貸付契約書（案）第4条にて貸付期間を定めており、松島海岸駅バリアフリー設備整備事業における仮設工の設置期間である令和4年3月31日までが貸付期間となる予定でございます。

また、参考といたしまして松島海岸駅バリアフリー設備整備事業が完了し新駅舎の供用を迎える際には、資料2の青色着色の範囲とその上に緑色の点線が重なる部分、新しく駅舎ができる部分につきましては、工事完了とともに再度JRが測量を実施し、駅舎が面積が増となる範囲につきましては改めて議会の承認をいただきながら無償貸し付けとする計画でございます。

なお、宮城県と交わしました無償譲与契約により、譲与契約締結日より10年間は町所有の駅前広場の用途に供することが規定されておりますので、令和10月4月まで無償貸し付けを行い、その後改めてJR東日本に対して無償譲与を行い、松島海岸駅用地としてJR東日本に管理していただく計画でございます。

町有財産の無償貸し付けに係る説明につきましては以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第18 議案第38号 工事請負契約の締結について（提案説明）【町道手樽・富山駅線避難道路整備工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第18、議案第38号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第38号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する町道手樽・富山駅線避難道路整備工事に関するものであり、去る5月30日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、道路改良工、施工延長280メートルを行うものであります。工期は令和2年3月31日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、町道手樽・富山駅線避難道路整備工事の契約につきまして説明いたします。

工事につきましては、東日本大震災復旧・復興事業により避難道路を整備するものであります。手樽地区の避難道路整備につきましては、5路線、延長で約6,000メートルの整備を行うものであり、その中で町道手樽・富山駅線の全体整備延長は3,115メートルであります。現在、平成30年度繰越事業である富山踏切前後の整備工事を実施中ですが、今回の工事が手樽地区での最後の拡幅箇所となります。

説明資料の1ページ目をお開きください。位置図であります。

施工場所につきましては前年度までの完成区間の手樽字餅田地区から富山排水機場までであります。

説明資料の2ページ目をお開きください。

図面上の平面図ですが、図面左がフットボールセンター側、図面右が陸前富山駅側であります。赤着色箇所が工事箇所であり、起点側の切り土を行い、拡幅改良を行うものです。工事延長は208メートルであります。

図面下の標準横断図ですが、左側につきましては切り土区間の横断図です。山側に切り土を行い車道拡幅を行います。また、歩道につきましては宮城県で整備した防潮堤分となります。道路幅につきましては、車道2.75メートル、2車線と路肩部で、全体幅7.0メートルであります。車道部の舗装構成につきましては、表層がアスファルト舗装5センチメートル、上層路盤が瀝青安定処理、これもアスファルト舗装になりますけれども、6センチメートル、下層路盤が再生砕石37センチメートルであります。

なお、切土のり面につきましては植生基材吹き付けによりのり面保護を行います。

図面右側につきましては切り土がない区間の横断図ですが、道路幅、舗装構成については切り土区間と同じであります。また、この区間は新たに車道を拡幅する部分につきましてセメント攪拌により地盤改良を行います。

図面右上、工事概要です。施工延長208メートル。土工、切り土5,680立米、盛り土200立米。法面工、切土法面工900平米、盛土法面工190平米。排水工、道路側溝524メートル、集水ます9基。舗装工、車道舗装1,910平米。地盤改良工、中層混合処理2,500立米。附帯工一式であ

ります。

説明資料の3ページ目をお開きください。

入札結果であります。

入札方法は条件つき一般競争入札を行ったものです。公募したところ5者から申し込みがあり、入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、丸勘建設株式会社宮城営業所を請負契約予定者としたものであります。落札金額は税抜7,520万円であり、契約額につきましては消費税が入りまして8,121万6,000円であります。また、仮契約につきましては令和元年5月31日に締結しております。

なお、工期につきましては令和2年3月31日までであります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第19 議案第39号 物品売買契約の締結について（提案説明）【防災行政無線戸別受信機等備品購入】

○議長（阿部幸夫君） 日程第19、議案第39号物品売買契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第39号物品売買契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の物品売買契約の締結につきましては、災害時に防災行政無線難聴区域の住民に対し、災害時に迅速かつ正確に情報を伝達するため、防災行政無線戸別受信器200台を購入するものであり、去る5月30日の入札に付し、議案のとおり物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては危機管理監より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） それでは、議案第39号物品売買契約について説明させていただきます。

防災行政無線戸別受信機等備品購入についてと記載された資料をお開き願います。

今回購入する戸別受信機は、下に実物の写真もございしますが、難聴区域用として200台購入

するものです。

また、戸別受信機とあわせまして電波が入りにくい場合に利用する電波受信補助用のダイポールアンテナを50セット購入するものです。

難聴区域につきましては、住宅の集積区域から外れた場所に多くありますが、その中でも近年の気象状況を踏まえまして河川浸水想定区域や土砂災害警戒区域が多い地区の世帯から対応を進めまして、災害時の迅速な避難行動につなげてまいりたいというふうに考えております。

次のページをごらんください。

入札結果であります。入札方法につきましては条件つき一般競争入札を行ったものであります。公募したところ1者からの申し込みがありまして、入札を行った結果、第1回目の入札におきまして予定価格に達し、扶桑電通株式会社東北支店を請負予定者としたものでございます。

契約額につきましては、消費税を含めまして950万4,000円となっております。

仮契約につきましては、令和元年6月5日に締結しております。

なお、納期につきましては、令和2年1月31日となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第20 議案第40号 工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）【仙石線高城町・手樽間高城こ線橋新設工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第20、議案第40号工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第40号工事委託に関する変更協定の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の変更協定の締結につきましては、平成29年9月4日、定例会で工事委託に関する協定の締結の議決をいただきました仙石線高城町・手樽間高城こ線橋新設工事委託に関するものであります。工事が令和元年6月に完了の見込みであることから、事業費の精算を行い変更協定を締結するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜ります



ようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、仙石線高城町・手樽間高城跨線橋新設工事委託に関する変更協定につきまして説明いたします。

説明資料の1ページ目、位置図をお開きください。

跨線橋新設箇所につきましては、赤丸箇所になりますが、町道根廻・磯崎線道路整備事業磯崎側の仙石線跨線橋です。ことし3月議会の現地視察で工事状況を確認していただいている跨線橋であります。

工事委託につきましては橋梁本体部分の築造ですが、橋台工及び橋桁の設置工であり、平成29年9月から令和元年6月まで3カ年の債務負担により実施しております。ことし6月で工事が完成しますので精算変更を行うものであります。

説明資料の2ページ目をお開きください。

工事費精算額調書でございます。資料上の表につきましては、工事種別ごとの内訳書でございます。表の左側に赤書きで道路施設、鉄道施設と大きく分けております。

道路施設につきましては完成後町の財産となる跨線橋本体部分であります。工事種別欄の下部工については橋台2基の工事費です。上部工については橋桁仮設の工事費です。橋桁の製作費は含まれておりません。仮設工については工事に係る線路防護工です。保安費については列車見張り員及び交通誘導員の費用です。工事附帯については図面印刷等の事務費です。管理費についてはJR職員の人件費です。

鉄道施設につきましては、完成後JRの財産となる部分であります。電気工事については線路の電線及び電柱の移転工事費です。のり面工事については美映の丘の橋梁脇の盛土法面工事費です。保安費については列車見張り員の費用です。工事附帯、管理費についてはJRの事務費及び人件費です。

現協定額と変更協定額を比較しておりますが、赤で着色しております一番上段の総額で2億4,049万6,237円の減額となっております。減額の要因につきましては、JRから施工者への契約差金であります。

工事種別につきましては、黄色、青色、緑色と着色をしておりますが、黄色は土木工事費、青色は電気工事費、緑色はJRの管理費であります。

資料下の表につきましては、工事契約ごとに分けたものであります。土木工事1者、電気工事1者、全体で2者と契約をしております、契約率につきましては土木工事で66%、電気

工事費で92%となっております。管理費を含め全体で66%となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第21 議案第41号 工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）【松島浄化センター長寿命化改築工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第21、議案第41号工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第41号工事委託に関する変更協定の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の変更協定の締結につきましては、平成29年8月1日、臨時定例会で工事委託に関する協定の締結の議決をいただきました松島浄化センター長寿命化改築工事委託（汚泥棟の掻き寄せ機及び攪拌機の更新、汚泥処理用水設備コントロールセンター及び電気盤の更新）に関するものであります。工事が令和元年9月に完了の見込みであることから、事業費の精算を行い変更協定を締結するものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、松島浄化センター長寿命化改築工事委託に関する変更協定の締結についてご説明させていただきたいと思っております。

今回の変更協定の締結につきましては、先ほど町長からも説明がありましたが、平成29年8月1日の議会臨時会で議決をいただきました松島浄化センターの汚泥棟の掻き寄せ機及び攪拌機の機械設備の更新、また汚泥処理用水設備コントロールセンター及び電気盤の更新に係る松島浄化センターの長寿命化改築工事委託でございます。工事が9月末に完了する見込みであることから、事業費の精算を行い、協定金額を2億6,700円から2億3,200万円に3,500万円を減額するものでございます。

内訳につきましては資料を添付しておりますので、資料をお開きいただきたいと思います。

今回の変更協定に係る内訳でございますが、かき寄せ機等の汚泥処理機械設備工事費については変更はございませんが、汚泥処理水設備コントロールセンター及び電気盤等の汚泥処理

電気設備工事費につきまして減額となっているものでございます。

減額の主な理由といたしましては、電気設備工事発注時における請負差額や現場精査等に伴いまして当初の協定より3,500万円の減額となったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第22 議案第42号 工事請負契約の変更について（提案説明）【23災第15493号一級町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第22、議案第42号工事請負契約の変更について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第42号工事請負契約の変更について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の変更につきましては、平成27年11月15日、臨時会で請負契約の締結の議決をいただきました23災第15403号一級町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事について、河川管理者との協議や当初想定した地盤より土質がかたかったことで、下部工や築堤護岸工事について変更が生じたため行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、23災第15493号一級町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事の変更につきまして説明いたします。

工事につきましては平成27年11月臨時議会で議決をいただき現在工事を実施中ではありますが、河川管理者との協議及び当初想定した地盤より土質がかたかったことから、築堤護岸工及び橋梁下部工等の変更要素が出てまいりました。また、物価上昇による労務資材単価につきましても変更するものであり、国との協議がまとまりましたので工事費の変更を上程させていただくものであります。

説明資料の1ページ目をお開き願います。

変更項目でございますが、今回の変更内容としましては、表の上から護岸工の延長増、橋台及び橋脚の鋼管杭の工法変更、工事用仮設栈橋、仮設矢板の変更、橋桁の形状割り増しの増、

地盤改良・軽量盛土工の変更、旧橋撤去工の変更減、インフレスライドによる労務単価・資材単価の増であります。

初めに、1の護岸工の形状変更です。資料の2ページ目をお開き願います。

工事につきましては、松島大橋のかけかえ及び橋前後の道路工であります。図面下の平面図では赤で着色している箇所であります。起点は国道45号交差点、終点は松島病院前であり、現在の橋を下流側にかけかえするものです。また、今回の工事で影響がある高城川護岸についても町が施工を行います。

護岸工の変更につきましては、当初計画では黄色線で示す橋台両脇の護岸築堤であり、橋台部分は橋台の前面立て壁を護岸扱いとし護岸築堤をしない計画で宮城県仙台土木事務所と協議が完了しておりました。

工事実施に当たり許可権者である宮城県河川課と最終協議を実施したところ、護岸を連続させなければならない協議結果となり、橋台部分も護岸築堤が必要なことから、護岸位置を川側に変更し連続する護岸計画にしたものであります。これにより護岸工の延長が長くなり、増額となったものです。

資料1ページ目に戻っていただきまして、次に2の橋台及び橋脚の鋼管杭の工法変更です。済みませんが資料3ページ目をお開き願います。

左上の側面図は橋を横から見たものであります。両脇にあるのが橋台、真ん中にあるのが橋脚です。橋台、橋脚が橋の下部工となります。また、青線部分は高城川の計画であり、上の線が満潮面、下の線が川底の河床面であります。橋台及び橋脚には支持杭として鋼管杭を打ち込みます。

図面右下は川の下流から見た断面図であります。鋼管杭は国道側のA1橋台で60本、病院側のA2橋台で30本、中心部のP1橋脚で30本打ち込みます。

資料の5ページをお開きください。

設計時と今回変更しました実施時の基礎杭工法の選定であります。設計時の地質調査は4カ所でボーリング調査を行っております。この結果から土質は砂れきを判断し鋼管杭の施工方法は橋脚で鋼管杭打撃工法、橋台で中堀鋼管工法を採用しております。施工の実施に当たり施工業者で追加ボーリングをしたところ、支持層が傾斜し岩盤線が高い箇所があり、かたさも想定より大幅にかたいことが判明しました。かたい岩に設計の深さまで鋼管杭を挿入する必要があるため工法の見直しを行い、先端ビット付鋼管圧入工法及び先端ビット付鋼管杭工法（2軸同軸工法）に変更しております。工法の変更により鋼管杭の本数は変わりませんが、

工事費が増額となっております。

図面下は工法のイメージですが、当初計画での中掘鋼管工法では鋼管杭の中をオーガースクリューで掘り、鋼管杭をそのまま押し込むような形になっております。変更の先端ビット付鋼管杭工法では、鋼管杭の先端に先端ビット、これはかたい刃というか、工業用ダイヤモンドとよく言われておりますけれども、それをつけて鋼管杭自体も回転させ岩盤を削り押し込みます。

図面右は工法施工機械の写真であります。先端ビット付鋼管杭工法ではオーガースクリューと鋼管杭が同時に回転して施工することとなります。

次に、3の仮設栈橋工及び仮設矢板工になりますけれども、資料の4ページをお開き願います。

仮設栈橋工につきましても、支柱間隔6メートルで仙台土木事務所と河川協議が完了しておりました。しかし、河川課との協議で川の流下能力を確保するため、仮設栈橋の支柱間隔を6メートルから12.5メートルとなるように変更しております。そのため仮設栈橋の構造を見直しし、支柱間隔が長くなることから剛性の高い桁材を使用することになり、仮設栈橋の工事費が増額となったものです。

また、橋台、橋脚を施工するには護岸部及び河床部を深く掘り下げますが、掘削時には土圧及び水圧を抑えるため鋼矢板による土どめが必要であります。鋼矢板につきましても、鋼管杭と同様に土質の変更により打ち込み工法を変更し増額となっております。

資料1ページ目に戻っていただきまして、4の橋桁の形状割り増しの増額です。今回使用する橋桁につきましても、橋の中心部分が40センチ厚くなっております。橋桁の鋼材費用について特殊な形でありますことから、形状割り増し分が必要となり変更するものであります。

次に、5の地盤改良工及び軽量盛土の変更であります。護岸工の形状が当初より川側に変更になったため、川沿いの道路の施工箇所が川側に広がりました。そのために軟弱地盤対策の地盤改良工及び軽量盛土工の数量がふえ、増額となっております。

続きまして、6の舗装工につきましてもですが、こちらは変更ございません。

次に、7の旧橋撤去の基礎杭撤去の変更です。旧橋撤去工の撤去範囲につきましても、既設の松島大橋を全て撤去する計画であり、基礎杭についても全部引き抜く計画でありました。こちらでも河川課との河川協議により基礎杭工については川底から2メートルまでの範囲を撤去することとなり、2メートルから下は引き抜く必要がなくなり減額となっております。

最後に、8のインフレスライドです。請負者から労務単価及び資材の変動による増額について

て、工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき申し出があり、変更の対象として国土交通省から認められましたので変更するものです。インフレスライドにつきましては、既に契約済みの工事について社会情勢により契約している単価が上昇もしくは下降した場合に措置するものであります。平成30年4月以降の工事費分について平成27年9月の設計時の単価から平成30年3月の単価へ変更するものであります。

一番下になりますが、契約全体では当初契約額は18億4,680万円、変更契約額は23億708万5,200円、4億6,028万5,200円、24.92%の増額となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を2時25分とします。

午後2時10分 休 憩

---

午後2時25分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

---

日程第23 議案第43号 令和元年度松島町一般会計補正予算（第1号）について  
（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第23、議案第43号令和元年度松島町一般会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第43号令和元年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の職員の人事異動に伴う人件費等について補正するものであります。

補正の概要を、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、6ページをお開き願います。

2款総務費1項11目電子計算費につきましては、社会保障・税番号制度に伴う自治体間中間サーバープラットフォーム利用負担金に対する国庫補助金の配分額通知に伴い財源更正するものです。

12目町民バス運行費につきましては、昨年度実施しましたデマンドバス実証実験運行の結果

を踏まえ、再度実証実験運行による検証を行うため、その経費について補正するものです。

7ページ、2項2目賦課徴収費につきましては、法人町民税の確定申告により、予定納税に係る大口の還付金が生じたことにより補正するものです。

8ページにわたります。

5項2目指定統計費につきましては、平成31年4月10日付、工業統計調査市町村交付金及び平成31年4月16日付経済センサス基礎調査市町村交付金の交付決定通知に伴い、調査経費について補正するものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費の貸付金につきましては、東日本大震災に対処するため特別の財政援助及びその助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令が平成31年4月1日に施行され、災害援護資金貸付金の申し込み期限が令和2年3月31日まで延長されたことに伴い補正するものであります。また、旧被扶養者に係る減免制度見直しに伴うシステム改修経費分について国民健康保険特別会計繰出金を補正するものであります。

9ページの5目介護保険対策費につきましては、4月の人事異動等に伴う人件費分及び低所得者保険料軽減拡大分について介護保険特別会計繰出金を増額するものであります。

7目プレミアム付商品券事業費につきましては、消費税率改正に伴う経済対策の1つとして実施する低所得者及び子育て世代主向けのプレミアム付商品券事業に係る経費について補正するものであります。

10ページにわたります。

2項3目保育所費につきましては、幼児教育無償化に伴う事務費及びシステム改修業務委託料について補正するものであります。

6目子育て支援事業費につきましては、幼児教育無償化に伴う事業費補助金の交付により財源更正するものです。

11ページの6款農林水産業費1項3目農業振興費の経営所得安定対策等推進事業補助金及び4目農地費の多面的機能支払事業補助金につきましては、事業内容精査による県補助金の内示に伴い補正するものであります。

2項2目林業振興費につきましては、森林環境譲与税の交付に伴い、その用途を明確にするため基金を設置し積立金を補正するものであります。

13ページをお開き願います。

8款土木費5項2目公共下水道費につきましては、4月の人事異動等に伴う人件費分につい

て下水道事業特別会計繰出金を減額するものであります。

10款教育費1項2目事務局費につきましては、県から平成31年3月22日付で小中連携英語教育推進事業研究指定校の指定を受けたことに伴い、小中連携英語教育推進事業に係る経費について補正するものであり、また、幼児教育無償化に伴う事務局補助金の交付により財源更正するものです。

15ページをお開き願います。

11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、東日本大震災の復旧・復興事業に従事していただいております災害派遣職員経費について補正するものであります。今年度における災害派遣職員数は、一般会計及び下水道事業特別会計で7名となり、滑川町から1名、宮城県任期付職員が1名、神奈川県任期付職員が5名となります。また、復興庁宮城復興局から2名、復興支援専門員として復旧・復興事業に従事していただいております。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

2款地方譲与税4項1目森林環境譲与税につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年4月1日付で施行されたことに伴い補正するものであります。

12款地方交付税1項1目地方交付税の震災復興特別交付税につきましては、歳出でご説明しました災害派遣職員経費に対するものであります。

16款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、介護保険料の低所得者保険料軽減拡大に係る国負担分であります。

2項1目総務費国庫補助金につきましては、平成31年3月28日付社会保障・税番号制度システム整備費補助金の配分額通知に伴い補正するものであります。

4ページにわたります。

2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しましたプレミアム付商品券事業に対するものであります。

17款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、介護保険料の低所得者保険料軽減拡大に係る県負担分であります。

2項2目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました幼児教育無償化に係る経費に対するものであります。

4目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明しました経営所得安定対策等推進事業補助金及び多面的機能支払事業補助金に対するものであります。

3項1目総務費委託金につきましては、歳出でご説明しました統計調査に係る経費に対する



ものであります。

3目教育費委託金につきましては、歳出でご説明しました小中連携英語教育推進事業に対するものであります。

5ページの23款町債1項5目民生債につきましては、歳出でご説明しました災害援護資金貸付金に対するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、2款1項12目町民バス運行費に係るデマンドバス第2次実証実験運行事業について説明させていただきます。

主要事業説明資料の1をごらんください。補正予算事項別明細書につきましては6ページになります。

今回の実証実験運行事業につきましては、昨年の10月1日から12月28日までの期間で実施しましたデマンドバス実証実験運行の結果を踏まえ、内容を見直したデマンドバス第2次実証実験運行を実施し、デマンドバス運行の検証を行うものです。

事業概要になります。実施期間につきましては令和元年10月1日から12月28日までの期間となります。運行内容につきましては、北松島線及び北松島線中廻りの3便・4便を運休し、当該時間帯においてデマンドバスを2ルート各3便、合計で6便を運行するものです。運行ルートにつきましては昨年同様に上竹谷・幡谷コース、北小泉・下竹谷コースになります。使用料等については現状の料金で実施いたします。その他、昨年からの変更点として、文化観光交流館と保健福祉センター間の路線バスを2便運行する予定としております。

補正額134万円の内訳につきましては、バス運転手賃金や受付担当臨時職員の賃金、それから周知用のチラシ・ポスター等の印刷、それから電話使用料等の通信費として計上しております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） それでは、3款1項7目プレミアム付商品券事業について説明申し上げます。

主要事業説明資料については2になります。補正予算事項別明細書につきましては9ページ

になります。

補正予算額は3,302万4,000円で、財源は国の補助金が全額交付される予定です。

事業内容です。購入対象者は住民税非課税者と3歳未満の子が属する世帯の世帯主です。購入限度額は額面で2万5,000円分を2万円で販売するものです。購入単位につきましては1セット5,000円分となり、2万5,000円分を最大5回に分けて購入できるように設定いたします。もちろん一括購入も可能になります。商品券の使用可能期間です。本年10月1日から令和2年3月末までの期間を予定しております。本町における対象者人数は合計で3,800人を想定しております。

次のスケジュールイメージをごらんください。

まず、非課税者分です。本年6月から7月にかけて対象者を抽出し申請書を送付します。8月から11月にかけて申請書を受け付けし審査を行います。9月から12月にかけて引きかえ券を送付します。この引きかえ券と引きかえにプレミアム付商品券を購入することになります。

なお、商品券の購入可能期間は10月から翌年2月までとし、販売元は利府松島商工会を予定しております。

最後に、商品券使用可能期間は10月から翌年3月末までとし、使用可能な店舗は町内の店舗を対象として商工会さんが公募する予定としております。

次に、3歳未満子育て世帯主分です。本年6月から9月にかけて対象者を抽出します。9月から10月にかけて引きかえ券を送付します。

なお、商品券の購入可能期間並びに商品券使用可能期間は住民税非課税者と同様になります。

続きまして、3款2項3目幼児教育無償化に伴うシステム改修事業の説明をいたします。

主要事業説明資料は、補正予算事項別明細書につきましては9ページから10ページにわたります。

補正予算額は787万9,000円で、財源は県の補助金が全額交付される予定です。事業目的といたしましては、総合的な少子化対策を推進する一環として子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を目的とする幼児教育の無償化を図るため、既存システムの改修を行うものです。

事業概要です。保育料無償化への対応や給食の副食費免除への対応などを行うため、システムの改修となります。事業費はシステム改修として委託料となります。また、幼児教育無償化に伴う事務費も今回補正予算に計上しております。内訳といたしましては、3款民生費2項3目11節の消耗品費20万円、同じく印刷製本費10万円、10款教育費2項3目11節の消耗品費10万円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） それでは、教育委員会所管補正予算の説明をいたします。

右肩4としております主要事業説明資料をごらん願いたいと思います。事項別明細書は13ページとなります。

事業名、小中連携英語教育推進事業でございます。予算科目10款1項2目。補正予算額につきましては30万円となっております。

今回の補正につきましては、現在の小学5、6年生が英語に親しむため外国語活動といたしまして年間35時間の英語教育を実施しておりますが、次年度、2020年度より小学5、6年生の英語が正式な教科となり年間70時間の授業を行うことになっております。また、授業につきましては担任教諭が主体となりまして、ALTを活用しながら教えることになっております。

小学校での外国語活動、中学校での外国語科の学びの連続性に配慮した指導の工夫につきまして、授業を通して内容を明確にし、その成果を広く発信するというもの内容になっております。

現在、外国語活動の導入により小学校段階でかなりの英語の表現などを学習しておりまして、中学校での最初の英語の授業では年々生徒の英語に対する意識が高くなってきております。このことから、小学校と中学校が連携して中学校の入門期におけますカリキュラムの作成とその実践を行います。そして、英語教育に関します講演会を開催いたしまして啓発と教職員の指導力向上を図ってまいります。また、小中学校の合同研修や授業交流を行いまして教員同士の相互理解を促進させまして、公開授業を実施し、その成果を広く普及させる事業内容となっております。

当事業を実施する学校といたしまして、町内の小学校3校と中学校となっております。

この事業につきましては1月に研究推進地区の申請を行いまして、3月に申請が採択されたことから、当事業の実施に当たりまして事業の補正を行うものとなっております。

支出の主な内容につきましては、授業研究会で開催いたします英語教育の基調講演に係ります講師への報償、研修会へ参加します教職員への旅費、また当事業の成果をまとめました冊子の印刷製本費などとなっております。

また、財源につきましては事項別明細書の4ページにも記載ありますが、17款3項3目1節に記載しております小中連携英語教育推進事業の委託金の30万円を歳入として見ております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第24 議案第44号 令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第24、議案第44号令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第44号令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、旧被扶養者に係る減免制度見直しに伴うシステム改修経費及び国民健康保険事業費納付金額の確定に伴い負担金を補正するものであり、財源を精査し財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第25 議案第45号 令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第25、議案第45号令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第45号令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の職員の人事異動に伴う人件費について補正し、また、低所得者保険料軽減対象者の拡大に伴う財源を精査し、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第26 議案第46号 令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）

について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第26、議案第46号令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第46号令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の職員の人事異動に伴う人件費について補正し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第27 議案第47号 令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第27、議案第47号令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第47号令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の職員の人事異動に伴う人件費について補正し、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第28 議案第48号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（阿部幸夫君） 日程第28、議案第48号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第48号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

現委員の笠原甲子郎氏が令和元年7月24日をもって満了となりますので、再度笠原甲子郎氏を選任することについて地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

清廉潔白な人柄であり、豊富な行政経験は固定資産評価審査委員会委員としてその職責を担うにふさわしい方でありますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

これより議案第48号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

投票の準備をさせます。

準備ができました。議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（阿部幸夫君） ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名します。会議規則の規定により、1番杉原崇議員、2番櫻井靖議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（阿部幸夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（阿部幸夫君） 異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。  
局長。

〔点呼、投票〕

○議長（阿部幸夫君） 投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

1番杉原崇議員、9番櫻井靖議員、開票立ち会いをお願いいたします。

それでは、開票してください。

〔開 票〕

○議長（阿部幸夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（千葉義行君） それでは、報告いたします。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中、可とするもの 13票

否とするもの 0票。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第48号松島町固定資産  
評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定をいた  
しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（阿部幸夫君） 本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

再開は、17日午前10時です。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時58分 散会